

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 平成27年度税制大綱について
- II. 個人の確定申告書に添付する国外財産調書について
- III. 平成27年度から適用の個人住民税制改正について
- § 共栄会例会のご案内について

[今月のトピックス]

- ・税務相談Q&A情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 平成 27 年度税制改正大綱について

——中小企業に影響を与えるもの——

昨年末に政府与党から平成27年度の税制改正大綱が発表されました。経済の好循環を実現し、法人の海外流出に歯止めをかけるため法人税率の引き下げがおこなわれ、法人税率引き下げによる企業収益の拡大を賃上げに結びつけるよう所得拡大促進税制の適用要件を緩和する措置がとられています。また、中小企業においては経営者の高齢化が進む中、より一層の事業承継の円滑化を図るための措置がとられています。以下に中小企業に影響を与える改正について解説致します。

■ 法人税率の引き下げ

中小法人については、年 800 万円以下の所得金額に対して、法人税率を 15%に軽減する経過措置が2年間延長されており、年 800 万円を超える所得金額に対しては、現行 25.5%の法人税率が 23.9%に軽減されています。これにより、地方税を含めた法人税の実効税率は、年 400 万円以下の所得に対して 21.4%、年 400 万円から 800 万円以下の所得に対して 23.2%、年 800 万円超の所得に対して 34.3%となります。

■ 所得拡大促進税制の拡充

平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件を緩和し、中小法人においては平成24年度から3%（改正前は5%）以上増加している場合に改正されています。給与等の支給総額が、平成24年度と比べ3%以上増加し、直前の事業年度の給与等の支給総額及び平均額よりも増加している場合には、平成24年度と比較して増加した給与総額の20%を法人税額から控除します。ただし、法人税額の20%が上限です。

■ 事業承継税制の拡充

1代目の経営者が、2代目の経営者に贈与税の納税猶予の規定の適用を受け自社株を贈与した場合で、1代目の経営者が存命中に、2代目の経営者が3代目の経営者に自社株を再贈与した場合には、猶予されていた贈

与税の納税義務が2代目に生じるようになっていました。このため、3代目への承継が困難であったことから、1代目が存命中に、2代目が3代目に自社株を再贈与した場合には、2代目が猶予されていた贈与税の納税義務を免除することになりました。この規定は、中小企業の事業承継を円滑に進めるため、経済産業大臣の認定を受け、後継者に対して自社株を贈与した場合で、発行済み議決権株式の3分の2までの部分に限り、その自社株に係る贈与税の全額が贈与者が亡くなる日まで猶予されるものです。

■ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が平成31年6月30日まで延長されます。非課税限度額は、現行1,000万円を平成27年度は1,500万円、平成28年9月までは1,200万円に拡充します。消費税率が10%に引き上げられたあと平成29年9月までは3,000万円に拡充し、その後段階的に縮小し平成31年6月に廃止します。

■ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

結婚、子育て資金の支払いに充てるために直系尊属が金銭を金融機関等に信託した場合には、受贈者1人につき1,000万円を非課税とする制度が創設されます。平成27年4月1日から平成31年3月31日までの贈与で、受贈者は20歳以上50歳未満に限定されています。この規定の適用を受ける場合には非課税申告書を金融機関等を通じて税務署に提出する必要があります。

■ 外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

現行の制度では、外国人旅行者に対して免税販売を行う場合には、店舗ごとに免税手続きを行う必要があります。改正により商店街等において免税手続きを委託することを可能とする制度を創設し、これにより外国人対応について、語学力等に不安がある中小企業者の免税販売が可能となります。

■ 欠損金の繰越控除期間の延長

法人税の繰越欠損金の繰越期間が、現行の9年から10年に延長されました。大法人においては、繰越期間の延長と同時に、繰越限度額が引き下げられていますが、中小法人においては、100%控除ができるため控除期間の延長のみ影響があります。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 社員旅行にいったら源泉所得税がとられるのですか。

以下の3点すべてを満たしていれば福利厚生費として源泉徴収の対象となりませんが、満たしていなければ個人の給与や賞与とみなされ源泉徴収の対象となります。又、役員に対する分であれば、源泉徴収の対象となるだけでなく、役員賞与として会社の損金になりません。

①4泊5日以内の旅行であること（海外旅行は目的地での滞在日数が4泊5日以内）②総従業員の50%以上が参加（支店単位の旅行はその支店での50%以上が参加）③旅行費用の会社負担分がおおむね10万円程度迄。ここで特に注意したいのは、旅行に参加しなかった人に金銭を支給した場合これは給与となり源泉所得税の対象となります。



経営指標解説コーナー

■ PER(株価収益率)とは

PER(株価収益率)は株価を一株当たり当期純利益で割った値であり、会社の利益と株価の関係を表している割安性を測ることができます。PERが低ければ低いほど、会社が稼ぐ利益に対して株価が割安であるといえます。業界によって成長力や安定力などに違いがあるため、業界によって平均PERは異なります。一般に、成長性が期待できそうな株式のPERは高く、逆の場合は低くなっています。

II. 個人の確定申告書に添付する国外財産調書について

—ご存知でしょうか—

■制度の趣旨

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度の税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み(国外財産調書制度)が創設されております。平成26年分は、平成26年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成27年3月16日までに提出する必要があります。国外財産調書の提出制度は、近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る課税の適正化が喫緊の課題となっていることなどを背景として、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告していただく仕組みとして導入されたものです。

■概要

具体的には、対象となる年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を保有する居住者の方(非永住者の方を除きます。)は、翌年の3月15日までに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

※非永住者：日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である方をいいます。

■国外財産とは？

国外財産調書の対象となる「国外財産」の判定については、財産の種類ごとに行うこととされています。対象となる年の12月31日において保有する各財産が「国外にある」かどうかの具体的な判定は、国税庁が配布する「財産の所在の判定表」により判定されます。例えば、「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在、「預金、貯金又は積金」は、その預金又は積金の受入れをした営業所または事業所の所在とされております。また、平成26年1月1日に提出すべき国外財産調書については、「社債、株式等の有価証券等」が「金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているもの」である場合におけるその有価証券等の所在については、改正前は有価証券等の発行法人の所在によるとされておりましたが、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によると改正されました。

■国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

■国外財産の記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名、住所（又は居所）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。また、国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

■国外財産調書制度に関する措置

調書制度に関するその他の措置国外財産調書制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が設けられています。①国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置、②国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置、③故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則。なお、①、②については平成26年1月1日以降に提出すべき国外財産調書に、③については平成27年1月1日以降に提出すべき国外財産調書に適用されます。

Ⅲ 平成27年度（平成26年分）から適用される市県民税について

— 主な税制改正のポイント —

主な税制改正点についてお伝えさせていただきます。

1. ゴルフ会員権等の譲渡損失に係る損益通算等の改正

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）が追加されました。これにより、ゴルフ会員権等の譲渡損失については、総合課税において、他の所得との損益通算が適用できなくなりました。平成26年3月31日までにを行ったゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、給与所得など他の所得と損益通算することができます。ただし、ゴルフ場経営法人が破産した場合など損益通算できない場合があります。

2. 住宅ローン控除の延長、控除限度額の拡充（居住年平成26年～平成29年）

平成25年度税制改正で、住宅ローン控除については、居住年の適用期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長されました。この内、平成26年4月～平成29年12月までに居住用に供した場合、控除限度額の拡充がされることとなりました。所得税は平成26年分から、個人住民税は平成27年度から適用されます。また、消費税引上げに伴う影響を平準化するため、平成26年4月以降に入居した方については、控

除限度額が上げられます。

	居住年月日	控除限度額
改正前	現行 ～平成 25 年 12 月 31 日	所得税の課税総所得金額等 × 5 % (最高 97,500 円)
改正後	平成 26 年 1 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日	所得税の課税総所得金額等 × 5 % (最高 97,500 円)
	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 12 月 31 日	所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高 136,500 円)

3. 上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得等に対する軽減税率の廃止

平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に上場株式等を譲渡した場合の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10 パーセント軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の特例措置は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止されました。

平成 26 年 1 月 1 日以後は、本則税率の 20%（所得税 15%、住民税 5%）が適用されることとなりました。本則税率 20%が適用されるのは、所得税は平成 26 年分から、住民税は平成 27 年度から適用されます。

区分	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度以後
上場株	3%（市民税 1.8%、県民税 1.2%） ※所得税 7%	5%（市民税 3%、県民税 2%） ※所得税 15%
未公開株	5%（市民税 3%、県民税 2%） ※所得税 15%	

上場株式等の配当等に係る 10%軽減税率の特例措置についても同様に廃止されました。



中小企業庁情報コーナー

■ 高年齢者雇用安定助成金（高年齢者活用促進コース）について

設備の改善、機器の導入等により高年齢者を積極的に活用する企業は助成金を得ることができます。取組に係る経費の 3 分の 2（大企業は 2 分の 1）と 60 歳以上の雇用保険の加入者数に 20 万円を掛けた金額のどちらか少ないほうの金額がもらえる助成金です。例えば、製造業で、床を張り替えて滑りにくくしたり、開閉に力が要るドアを自動化した場合、高齢従業員の職場環境が改善されたとして対象になります。まずは「環境整備計画書」を独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構に出さなければなりません。取組をご検討される方は **TF** までご相談下さい。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

消費生活安心ガイドをご存じでしょうか。同サイトには、特定商取引法の詳細が記載されており、いわゆるクーリングオフなどの事業者が守るべきルールが記載されています。よくわからないという事も多いと思いますので、ご関心ある方はチェックしてみてください。

「消費生活安心ガイド」

<http://www.no-trouble.go.jp/index.html>

TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日時：平成27年4月21日(火) 受付 午後4時20分より
内容：開催・挨拶 午後5時00分より
第一部 研究部会・研修会 …… 午後5時20分より



テーマ「日本経済ダメ論の嘘！日本経済の強さ」

講演：三橋 貴明 氏 (経世論研究所長)

単行本執筆多数。雑誌への連載、各種メディアへの出演等に活躍中

第二部 情報交換懇親会 …… 午後7時より(8時30分終了予定)
御堂筋 本町
会場：ヴィアーレ大阪 4F ヴィアーレ・ホール (御堂筋線本町駅1号出口を3分)
参加費：5,000円

祝！太田博一氏（建築デザイナー）2都市のまちづくり貢献でW受賞

昨秋、当会会員の太田博一氏((株)太田博一建築デザイン)は、街の特性を生かした地域活性化を推進し、(財)日本建築士連合会より「まちづくり優秀賞」(福岡市姪浜)を、(財)都市住宅学会から「業績賞」(大阪千里ニュータウン)を見事チーム受賞されました。氏の業績を称え、更なるご活躍に声援を送りたいものです。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 … T&FG group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐